

(案)
練馬区地域包括支援センター運営方針

平成 26 年（2014 年）6 月

福祉部福祉施策調整担当課

目次

第1 方針策定の趣旨	2
第2 地域包括支援センターの意義・目的	3
第3 地域包括支援センターの構成および役割等	5
1 地域包括支援センターの構成	5
2 設置区域	5
3 練馬区の役割	6
4 練馬地域包括支援センターの役割	7
5 光が丘・石神井・大泉地域包括支援センターの役割	8
6 地域包括支援センター支所の役割	8
7 地域包括支援センター運営協議会の役割	8
第4 運営上の基本的考え方や理念	10
1 公益性の視点	10
2 地域性の視点	10
3 協働性の視点	10
第5 業務推進の指針	11
1 共通事項	11
2 総合相談事業	12
3 権利擁護事業	14
4 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	15
5 医療と介護の連携施策の推進事業（医療・介護連携推進員）	16
6 認知症施策の推進事業（認知症地域支援推進員）	17
7 生活支援サービス体制の整備事業（生活支援コーディネーター）	17
8 第1号介護予防支援事業	18
9 指定介護予防支援事業	19
10 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	20
11 要介護・要支援認定調査業務	21

第1 方針策定の趣旨

この「練馬区地域包括支援センター運営方針」は、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第115条の47第1項に基づき、地域包括支援センター運営上の基本的考え方や理念、業務推進の指針などを明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑かつ効率的な実施、および適切、公正かつ中立な運営に資することを目的として策定するものです。

なお、練馬区においては、地域包括支援センターについて、高齢者が気軽に相談できる場となるよう、平成21年度から「高齢者相談センター」という呼称を使用しています。

地域包括支援センター運営協議会は、センターが行う業務に係る方針が適切かどうか、区に対して意見を述べることができます。

なお、介護保険法の改正、国から示される政省令、ガイドラインおよび区が作成する第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等に内容によって、本方針の内容を変更することがあります。

本方針において、総合福祉事務所内に設置する練馬、光が丘、石神井、大泉の各地域包括支援センターは、地域包括支援センター支所と区別するため「地域包括支援センター(本所)」と表記しています。

第2 地域包括支援センターの意義・目的

【地域包括ケアシステムの構築方針】

区は、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築します。

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムを構築するための中核的機関として、担当圏域ごとのニーズを的確に把握し、地域において包括的支援事業を実施する役割を担います。また、指定介護予防支援事業所として介護予防支援事業を行うとともに、高齢者虐待対応協力者として高齢者虐待防止や高齢者の安全保護のための施策への協力、および高齢者、養護者に対して相談・指導・助言を行います。

（包括的支援事業）

- (1) 総合相談事業
- (2) 権利擁護事業
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業
- (4) 医療・介護連携の推進事業
- (5) 認知症施策の推進事業
- (6) 生活支援サービスの体制整備事業
- (7) 第1号介護予防支援事業

（包括的支援・介護予防支援機能）

包括的支援事業および介護予防支援事業を適切に実施するため、地域包括支援センターに、①保健師等、②社会福祉士等、③主任介護支援専門員等を配置し、3職種によるチームアプローチにより支援を行います。また、④医療・介護連携推進員、⑤認知症地域支援推進員、⑥生活支援コーディネーターを設置し、地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援します。

【地域包括支援ネットワークの構築方針】

包括的支援事業を効果的に実施するため、地域包括支援センターは、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティア等の関係者と幅広く連携し、多職種協働による地域包括支援ネットワークを構築します。様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境を整備することにより、関係者とともに高齢者等に多面的・制度横断的な支援を展開します。

【区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針】

地域包括支援センターは、地域の住民や関係団体、サービス利用者や介護サービス事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

【介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針】

地域の介護支援専門員が、介護保険法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できるよう、日常的個別指導や相談支援、困難事例等への指導・助言を適切に行います。

【地域ケア会議の開催方針】

包括的・継続的ケアマネジメント事業の効果的な実施のため、また、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築のため、地域ケア会議を開催します。区の地域ケア会議は、区が主催する①地域ケア推進会議、地域包括支援センターが主催する②地域ケア圏域会議、地域包括支援センター支所が主催する③地域ケア個別会議の三層構造となります。

【区および関係機関との連携方針】

地域包括ケアシステムを構築するため、区と地域包括支援センターは、それぞれの役割と責任を果たします。特に、権利擁護事業については、成年後見制度の活用、老人福祉施設等への措置等の行政が専管して担う事項があるため、高齢者が安心して尊厳ある生活を営むことができるよう、適切に連携します。

また、区およびセンターは定期的に地域包括支援センター長会を開催するとともに、様々な関係機関と連携し、地域包括支援ネットワーク構築します。

【公正・中立性確保のための方針】

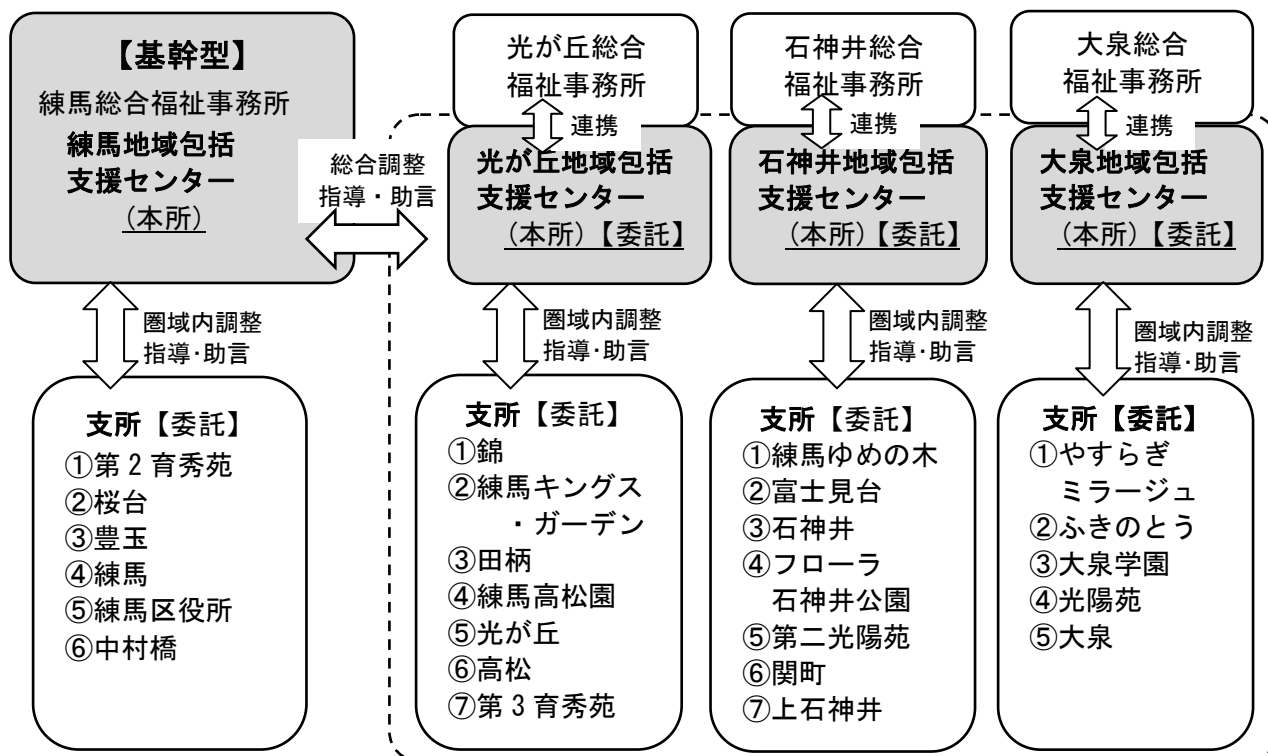
地域包括支援センターは、本方針に基づき公正かつ中立な事業運営を行います。また、地域包括支援センター運営協議会は、本方針やセンターが提出する毎年度の事業計画や収支予算、収支決算等事業報告書をもとに意見を述べ、公正かつ中立な事業運営を確保します。

【ワンストップ窓口のサービス方針】

どのようなサービスを利用してよいかわからない高齢者等に対して、相談や申請代行からサービスの調整に至るまでの機能を最大限1か所で発揮できるよう、ワンストップサービスの拠点としての総合相談機能を高めます。

第3 地域包括支援センターの構成および役割等

1 地域包括支援センターの構成



2 設置区域

区は、人口規模、地理的条件を勘案し、福祉行政の圏域との整合性にも配慮して、総合福祉事務所の担当区域をもって、地域包括支援センター(本所)を配置します。

併せて、高齢者の利便性を確保するため、概ね6千人を一単位として、センター支所をそれぞれの地域に配置します。

【本所一覧】

本所	所在地	担当地域
練馬高齢者相談センター	豊玉北 6-12-1 (練馬区役所西庁舎 2階)	〒176 の地域
光が丘高齢者相談センター	光が丘 2-9-6 (光が丘区民センター 2階)	〒179 の地域
石神井高齢者相談センター	石神井町 3-30-26 (石神井庁舎 4階)	〒177 の地域
大泉高齢者相談センター	東大泉 1-29-1 (大泉学園ゆめりあ 1<4階>)	〒178 の地域

【支所一覧】

本所	支所	所在地	担当地域
練馬	第2育秀苑	羽沢 2-8-16	旭丘、小竹町、羽沢、栄町
	桜台	桜台 2-2-4	桜台
	豊玉	豊玉南 3-9-13	中村、中村南、豊玉中、豊玉南
	練馬	練馬 2-24-3	向山、練馬
	練馬区役所	豊玉北 6-12-1	豊玉上、豊玉北
	中村橋	貫井 1-9-1	貫井、中村北
光が丘	錦	錦 2-6-14	錦、北町 1~5、平和台
	練馬キングスガーデン	早宮 2-10-22	氷川台、早宮
	田柄	田柄 4-12-10	北町 6~8、田柄 1~4
	練馬高松園	高松 2-9-3	春日町、高松 1~3
	光が丘	光が丘 2-9-6	田柄 5、光が丘 1~5
	高松	高松 6-3-24	高松 4~6、土支田 2・3、光が丘 6・7
	第3育秀苑	土支田 1-31-5	旭町、土支田 1・4
石神井	練馬ゆめの木	大泉町 2-17-1	谷原、高野台 3~5、三原台、石神井町 2
	富士見台	富士見台 1-22-4	富士見台、高野台 1・2、南田中 1~3
	石神井	石神井町 3-30-26 (石神井庁舎 4階)	石神井町 1・3~8、石神井台 1~3
	7-5石神井公園	下石神井 3-6-13	南田中 4・5、下石神井
	第二光陽苑	関町北 5-7-22	石神井台 2・5~8、関町東 2、関町北 4・5
	関町	関町南 4-9-28	関町北 1~3、関町南 2~4、立野町
	(仮)上石神井	上石神井 1-6-16	上石神井 1~4、関町東 1、関町南 1、上石神井南町、石神井台 4
大泉	やすらぎミラージュ	大泉町 4-24-7	大泉町
	ふきのとう	大泉学園町 8-24-25	大泉学園町 4~9
	大泉学園	大泉学園町 2-20-21	大泉学園町 1~3、東大泉 1~5
	光陽苑	西大泉 5-21-2	西大泉、西大泉町、南大泉 5・6
	大泉	東大泉 1-29-1	東大泉 6・7、南大泉 1~4

3 練馬区の役割

区は、地域包括支援センターの設置主体として、地域包括ケアシステムを構築するための体制整備に努め、その運営について方針を示し適切に関与します。

- ・ 医療と介護のネットワークが構築され、効率的、効果的できめ細やかなサービスの提供がされるよう、区は医療と介護の連携のための体制整備を行います。
- ・ 権利擁護事業において行政専管事項となる、成年後見区長申立や虐待対応にかかる迅速・適切な措置を行います。また虐待対応においては、高齢者および養護者に対し

て相談・指導・助言を行うとともに、高齢者虐待を受けた高齢者の保護および養護者に対する支援を適切に実施するため、関係機関との連携協力体制を整備し、高齢者虐待対応協力者である委託型センターの業務を支援します。

- ・ 総合福祉事務所に配置される老人福祉指導主事は、高齢者福祉に関する必要な実情の把握や、情報提供、相談、調査および指導等を行います。
- ・ 地域包括支援センター運営協議会を構成員とした地域ケア推進会議を開催し、地域づくりや社会資源の現状を共有し、区の対策を協議、政策形成を図るとともに、地域包括支援センターにおける事業の実施状況に関する事項（毎年度の事業計画や収支予算、収支決算等）の確認や点検を行います。また、センターの事業内容および運営状況に関する情報を公表します。
- ・ 高い水準の相談支援体制を目指し、地域包括支援センター職員の資質の向上に役立つ研修を行います。また他機関が実施する研修にセンター職員が参加できるよう、必要な支援を行います。

4 練馬地域包括支援センター(本所)の役割

- ・ 本方針に基づき包括的支援事業等を行うとともに、区内全ての地域包括支援センターの運営に係る総合調整、助言・指導および委託管理を行います。また、委託型センターとの定期的なセンター長会を開催し、区の基幹型地域包括支援センターとしての役割を果たします。
- ・ 練馬圏域の地域包括支援センター支所を統括し、困難事例の対応、支所の後方支援および指導・調整を行うとともに、定期的に本所支所連絡会を開催することにより、本所支所間の情報共有および連携の強化を図ります。また医療・介護連携推進員、認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーターを配置し、圏域における機能強化型地域包括支援センターとしての役割を果たします。
- ・ 練馬圏域を対象に地域ケア圏域会議を開催し、地域課題や社会資源の現状把握、圏域課題の解決に向けたネットワークの構築、社会資源開発、地域づくりを進めます。また、センター支所が開催する地域ケア個別会議の開催について必要な支援を行います。
- ・ 委託型地域包括支援センターに関する苦情を受け付けます。受け付けた苦情については、当該センターがその解決・改善への取り組みを行えるよう、指導・助言を行います。

5 光が丘・石神井・大泉地域包括支援センター(本所)の役割

- ・ 介護保険法第115条の47第1項に基づき、区より包括的支援事業の実施について委託を受け、地域包括支援センター(本所)を設置します。
- ・ 本方針に基づき包括的支援事業等を行うとともに、光が丘・石神井・大泉の各圏域の地域包括支援センター支所を統括し、行政専管事項を除く困難事例の対応、支所の後方支援および指導・調整を行うとともに、定期的に本所支所連絡会を開催することにより、本所支所間の情報共有および連携の強化を図ります。また医療・介護連携推進員、認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーターを配置し、圏域における機能強化型センターとしての役割を果たします。
- ・ 各担当圏域を対象に地域ケア圏域会議を開催し、地域課題や社会資源の現状把握、圏域課題の解決に向けたネットワークの構築、社会資源開発、地域づくりを進めます。また、地域包括支援センター支所が開催する地域ケア個別会議の開催について必要な支援を行います。
- ・ 圏域内の地域包括支援センター支所が実施する事業に関する苦情を受け付けます。受け付けた苦情については、当該センター支所がその解決・改善への取り組みを行えるよう、指導・助言を行います。

6 地域包括支援センター支所の役割

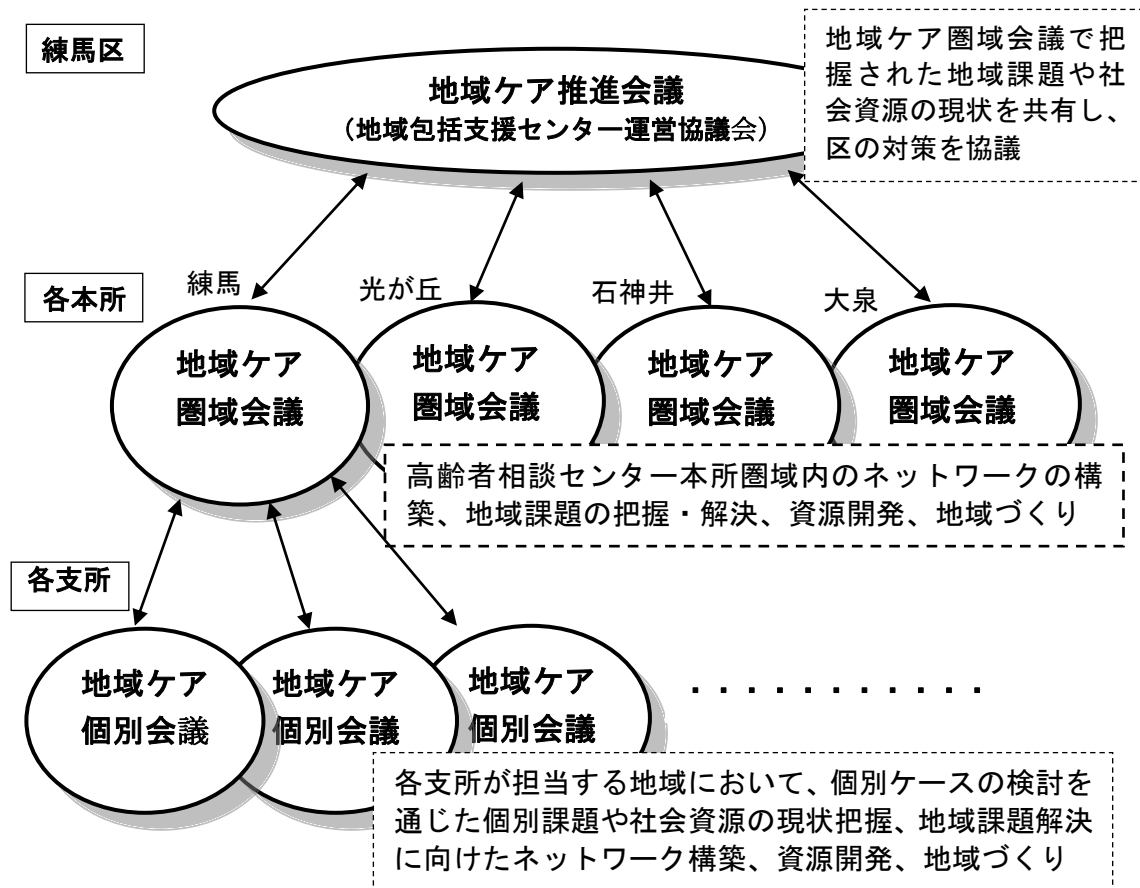
- ・ 本方針に基づき包括的支援事業等を行うとともに、地域の身近な窓口として、高齢者および家族等の相談支援、介護支援専門員への支援、地域ネットワークの構築、介護予防事業、各種手続きの申請受付を行います。
- ・ 各担当圏域を対象に地域ケア個別会議を開催し、個別ケースの検討を通じた、個別課題や社会資源の現状把握、地域課題の解決に向けたネットワークの構築、社会資源開発、地域づくりを進めます。

7 地域包括支援センター運営協議会の役割

- ・ 地域包括支援センターは、区が設置した運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保します。

- ・ 地域包括支援センター運営協議会は、次の事項を所掌し、PDCAサイクルを確立します
 - ① センターの設置等に関すること（圏域の設定、委託先法人の選定・変更等）
 - ② センターの行う事業の実施方針に関すること
 - ③ センターの運営に関すること（評価基準に基づく事業内容等の評価）
 - ④ センターの職員の確保に関すること（センター職員確保のための必要な調整）
 - ⑤ その他地域包括ケアに関すること
- ・ 地域ケア推進会議の構成員として、地域ケア圏域会議で把握された地域づくりや社会資源の現状を共有し、区の対策を協議、政策形成を図ります。

地域ケア会議イメージ図



第4 運営上の基本的考え方や理念

1 公益性の視点

- ・ 地域包括支援センターは、区の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、適切、公正かつ中立に事業運営を行います。
- ・ 地域包括支援センターの運営費用は、区民の負担する介護保険料や、国・都・区の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行います。

2 地域性の視点

- ・ 地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える地域包括ケアシステム構築の中核的な機関として、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。
- ・ 地域ケア個別会議や地域ケア圏域会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

3 協働性の視点

- ・ 地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が、「縦割り」に業務を行うのではなく、職員相互が情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の事業体制を構築し、業務全体を「チーム」として支えます。
- ・ 地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動します。
- ・ 福祉事務所の各係や保健相談所等関係機関と連携を図りながら、複雑な問題を抱えた高齢者やその家族に対して、障害者・生活保護等分野を超えた横断的な支援ができるよう努めます。また地域包括支援センターが関係機関との連携を行う際には総合福祉事務所が適宜連携を円滑に行うための支援を行います。

第5 事業推進の指針

1 共通事項

(1) 事業計画の策定

- ・ 地域包括支援センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、各地域での特色ある創意工夫した事業運営に努めます。
- ・ 委託型地域包括支援センター(本所)は、当該年度の事業計画書および収支予算書ならびに、前年度の事業報告書および収支決算書を地域包括支援センター運営協議会に提出し、運営状況について評価を受けます。

(2) 職員の姿勢

- ・ 地域包括支援センターの業務は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために、専門性を発揮して業務を遂行します。
- ・ 職員は、医療や認知症に関する知識や相談援助技術やケアマネジメント技術等、業務に必要な知識・技術の習得を目的に、研修や講演会に積極的に参加し、保有する専門性のさらなる向上を図ります。また、各職員が学んだ知識・技術については全職員に伝達し、地域包括支援センター全体のスキルアップに努めるとともに、地域のケアマネジャーに対しても情報提供等を行っていきます。

(3) 地域との連携

- ・ 民生児童委員協議会への参加や町会等における高齢者に関する勉強会の実施等、地域包括支援センター職員が積極的に地域に出向くことを通じて、地域で活動される方々と「顔の見える関係」を構築するよう努めます。また構築された関係を通じて、地域の要支援高齢者や安否確認等に関する情報を収集し、課題の早期発見・早期対応につなげます。

(4) 個人情報の保護

- ・ 地域包括支援センター職員は、その運営上高齢者の心身の状況や家族の状況等を幅広く知り得る立場にあります。地域の方々から利用される機関となるためには、相談した内容がしっかりと守られ、信頼を得ていくことが重要です。このためセンターは、「練馬区個人情報保護条例」に基づき個人情報の管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守し個人情報の保護に留意します。

- ・ 情報システムの利用に当たっては、「情報システムに係る委託契約等における受託情報の取り扱いに関する特記事項」に基づき、情報システムで取り扱う電子的に記録された情報および当該情報システムから出力された印刷物の情報を適切に管理します。

(5) 広報活動

- ・ 地域包括支援センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るために、パンフレットを様々な場所や機関へ配布するなど、地域住民および関係者へ積極的に広報します。
- ・ 高齢者虐待を防止するためには、地域包括支援センターが地域の方々に対して「気軽に相談できる窓口」として知られることが重要です。地域ケア個別会議や見守りネットワーク活動を通じて、地域包括支援センター支所を中心とした地域において、センターの認知度を上げます。

(6) 相談・苦情対応

- ・ 地域包括支援センター支所が行う事業運営に関する相談・苦情については、圏域担当のセンター(本所)において受け付け、当該支所に対し指導・助言を行い、その解決・改善・再発防止に向けた取り組みを行います。
- ・ 地域包括支援センターの委託運営に関する相談・苦情は、練馬地域包括支援センター(本所)が受け付けます。また寄せられた相談・苦情に対しては、当該センターに指導・助言を行い、その解決・改善・再発防止に向けた取り組みを行います。
- ・ 練馬区保健福祉サービス苦情調整員は、保健福祉サービスに関する苦情の申立てを受け、当該申立てについての調整に必要な調査の実施、是正勧告等を行います。

(7) 休日夜間における緊急時の対応

- ・ 区が設置する休日夜間専用電話において、虐待通報など緊急を要する相談があった際には、区と地域包括支援センターが連携し、速やかに必要な対応を実施します。

2 総合相談事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる支援を行うことを目的とします。

(1) 地域における包括支援ネットワークの構築

- ・ 地域包括支援センターは、支援を必要とする高齢者を発見し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、さらなる問題の発生を防止するため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるボランティアなど、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図ります。

(2) 実態把握

- ・ (1)で構築したネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者世帯への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集により、高齢者や家族の状況について実態把握を行います。特に、地域から孤立している要介護（支援）者のいる世帯や介護を含めた重層的な課題を抱えている世帯、支援が必要な世帯を把握し、当該世帯の高齢者や家族への支援につなげることができるように留意します。

(3) 総合相談支援

ア 初期段階の相談対応

- ・ 本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況判断等を行い、専門的・継続的な関与または緊急の対応の必要性を判断します。
- ・ 適切な情報提供を行うことにより相談者自身が解決できると判断した場合には、相談内容に即したサービスまたは制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行います。

イ 継続的・専門的な相談支援

- ・ アの対応により、専門的・継続的な関与または緊急の対応が必要と判断した場合には、より詳細な情報収集を行い、適切なサービスや制度につなぎます。

ウ 施設入所への相談・支援

- ・ 施設入所を希望する方に対して、介護保険施設、有料老人ホーム、高齢者住宅等の情報を提供します。
- ・ 特別養護老人ホーム等の入所待機中の方に対しては、介護支援専門員と連携しケアプランの作成・見直し等、居宅にて適切な支援が受けられるよう支援します。

(4) 申請代行・申請受付

- ・ 被保険者の希望がある場合、要支援・要介護認定申請を代行します。

- ・ 本人、家族や介護支援専門員等から、区の福祉サービスに係る各種申請を受け付けます。また来所による申請が困難な方に対しては、訪問等の方法により申請受付を行います。

3 権利擁護事業

地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービスが見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うことを目的とします。

(1) 成年後見制度等の利用支援

- ・ 成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者やその親族に対して、成年後見制度の説明や申立にあたっての関係機関の紹介を行います。
- ・ 申立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見の利用が必要と認める場合、速やかに総合福祉事務所に当該高齢者の状況等を報告し、区長による成年後見等申立てにつなげます。

(2) 高齢者虐待への対応

- ・ 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、「練馬区高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する要綱」および「練馬区養護者による高齢者虐待マニュアル」等に基づき、48時間以内に当該高齢者を訪問して状況を確認する等、総合福祉事務所と連携を図り、適切な対応をします。

(3) 老人短期入所施設等への措置

- ・ 練馬地域包括支援センター(本所)および光が丘、石神井、大泉の各総合福祉事務所は、高齢者虐待により生命または身体に重大な危険が生じているおそれがある高齢者に対し、迅速に老人短期入所施設等に入所させる等適切に老人福祉法における措置を講じます。
- ・ 地域包括支援センターは高齢者虐待等により、高齢者を老人短期入所施設等へ措置入所させることが必要と考えられる場合は、総合福祉事務所に当該高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求めます。

- ・ 虐待対応等において高齢者を老人短期入所施設等に入所させた場合、施設生活において必要な支援（通院支援、生活用品の買入等）を、当該高齢者の親族、施設職員、介護支援専門員等と協力して行います。

(4) 困難事例への対応

- ・ 高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、配置されている専門職が相互に連携して対応を検討し、必要な支援を行います。

(5) 消費者被害の防止

- ・ 訪問販売によるリフォーム業者などによる消費者被害を未然に防止するため、練馬区消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行います。
- ・ 消費者被害に遭われた高齢者に対しては、被害の回復のための弁護士等関係機関を紹介します。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等、地域において、他職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うことを目的とします。

(1) 包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

- ・ 在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。また、地域の介護支援専門員が、地域における健康作りや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動など介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備します。

(2) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

- ・ 地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定するなど介護支援専門員のネットワークの構築や、その活用を図ります。

(3) 日常的個別指導・相談

- ・ 地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、居宅（介護予防）・施設サービス計画の作成技術の指導、サービス担当者会議の開催支援等、専門的な見地から個別指導、相談への対応を行います。
- ・ 地域の介護支援専門員の資質向上を図る観点から、必要に応じて、地域包括支援センターの各専門職や関係機関とも連携の上、事例検討会や研修の実施、制度や施策等に関する情報提供等を行います。

(4) 支援困難事例等への指導・助言

- ・ 地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜、地域包括支援センターの各専門職や地域の関係者、関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。

5 医療・介護連携施策の推進事業（医療・介護連携推進員）

医療と介護の両方が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して自分らしい生活ができるよう、病院等から在宅療養への移行時に、円滑に在宅サービスにつなぐことや、再入院をできる限り防いで在宅生活を継続するための多様なサービス提供を行う支援を行うことを目的とします。

(1) 地域の医療・福祉資源の把握

- ・ 地域の医療機関、老人保健施設、訪問看護ステーション、医療療養型病院、介護療養型病院の情報を収集します。また、練馬区医師会・医療連携センターと連携し、区内の医療・福祉資源情報を共有します。

(2) 在宅療養への移行・継続に関する相談

- ・ 区民や医療機関、介護事業者等から、在宅療養に関する相談を受け、医療機関や介護事業者の情報を提供するとともに、必要な関係機関との調整を行います。また退院等に伴い新たに在宅療養を開始する場合も同様に、医療機関や介護事業者の情報提供、サービス調整を行います。

(3) 在宅医療・介護連携に関する研修の実施

- ・ 在宅医療・介護連携のための多職種連携研修等を行います。

6 認知症施策の推進事業（認知症地域支援推進員）

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行うことを目的とします。

(1) 認知症の早期対応に向けた支援

- ・ 認知症の疑いがある人に関する相談を受け、かかりつけ医や介護事業者と連携しながら、医療機関への受診を促進します。また受診に至らないケースについては、区が実施するもの忘れ相談を活用し、来所相談のほか訪問相談を実施することにより受診につながるよう支援します。
- ・ 認知症専門医による訪問相談では、事前に認知症地域支援推進員が高齢者宅を訪問し、本人や家族の状態、意向についてアセスメントを行います。訪問相談の際には認知症専門医、認知症地域支援推進員、福祉職、医療職が高齢者宅を訪問し、医学的見地からの対応方法の助言や受診勧奨を行います。訪問相談後は個別ケース会議を開催し、適切な医療・介護サービス等の導入の支援を行います。

(2) 対応が困難な症状を伴う認知症患者に関する支援

- ・ 認知症の人を介護する家族や介護事業者等から、対応が困難な症状を伴う認知症患者に係る相談を受け、助言や指導を行うとともに、医療や介護サービスの調整を行います。また一時的な精神科入院や施設入所を要する人に関しては、精神科病院や施設、東京都中部総合精神保健福祉センターと連携し入院・入所に向けた支援を行います。

(3) 医療・介護・家族の連携支援

- ・ 医療機関、介護事業者および認知症の人を介護する家族の連携が円滑に進むよう、医療機関や介護サービスに関する情報提供を行うとともに、家庭での状況や医師からの指示等の情報を関係者で共有するための情報共有シートの活用支援を行います。

7 生活支援サービス体制の整備事業（生活支援コーディネーター）

社会参加に意欲のある元気高齢者等が、生活支援サービスの担い手となることにより、高齢者に対する地域の支え合いを推進できるよう、人材育成、活動の場へのマッチング等を行うことを目的とします。

(1)生活支援サービスの担い手の育成

- ・ 区報やホームページによる公募を行う他、老人クラブや見守り訪問員、町会・自治会に働きかけ、生活支援サービスの担い手を募集します。希望者に対しては練馬区介護人材育成・研修センター等と連携し、ボランティア育成に関する研修を実施します。

(2)生活支援サービス提供組織・団体へのコーディネート

- ・ (1)の研修を修了した方や生活支援サービスの担い手となることを希望している方に対し、生活支援サービスを提供する組織や団体を紹介し、活動の場を提供します。また研修修了者による交流会やフォローアップ講座を実施し、活動を継続できるよう支援します。

(3)生活支援サービスの紹介

- ・ 生活支援サービスを提供する組織・団体の情報を収集し、区民や区内の地域包括支援センター、介護事業者等に提供します。またケアマネジャーと連携し、一人ひとりの高齢者にあった生活支援サービスを提供できるよう支援します。

(4)ボランティアの募集・紹介

- ・ すでにボランティア活動をされている方や、今後ボランティア活動を希望する方の募集をします。ボランティア希望者の情報はリストを作成して管理し、高齢者やケアマネジャーのニーズに対して適切な紹介を行います。

(5)生活支援サービスに関するニーズの把握および資源開発

- ・ 区民やケアマネジャーからの相談を通じ、生活支援サービスに関するニーズを把握します。それらのニーズを充足できるよう、既存の組織・団体の活動に働きかけ機能強化を図るとともに、新たに生活支援サービスの提供する組織・団体の資源開発を行います。

8 第1号介護予防支援事業

- ・ 要支援者（指定介護予防支援または特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）および二次予防事業対象者に対して、介護予防および日常生活支援を目的として、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、予防サービス事業、生活支援サービス事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。
- ・ ケアマネジメント実施に当たっては、今後、要支援者または二次予防事業対象者がどのような生活をしたいかという具体的な日常生活上の目標を明確にし、その目

標を要支援者または二次予防事業対象者、家族、事業実施担当者が共有するとともに、要支援者または二次予防事業対象者自身の意欲を引出し、自主的に取り組みを行えるように支援します。

- ・ ケアマネジメント事業は、①課題分析（アセスメント）、②目標の設定、③モニタリングの実施、④評価の手順で実施します。二次予防事業対象者については、介護予防ケアプランの作成の必要がない場合には、地域包括支援センターは、事業実施前に事業実施担当者に対し参加するプログラムの種類を含む個々の対象者の支援の内容などを伝え、事業の実施後に事業実施担当者から事前・事後アセスメントおよび個別サービス計画に係る情報を収集することにより、介護予防ケアプランの作成に代えることができます。
- ・ 要支援1・2の方のケアマネジメント業務は指定居宅介護支援事業所へ一部を委託することができます。委託に関する事務は地域包括支援センター（本所）が行うこととし、センター（本所）は業務が適正に行われるよう専門的な見地からの総合調整を行います。

9 指定介護予防支援事業

- ・ 地域包括支援センター（本所）は介護保険法第115条の22に基づき、指定介護予防支援事業所の指定を受けます。業務の実施に当たっては、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第37号。）を遵守します。
- ・ 介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行います。
- ・ 地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）が指定居宅介護支援事業所へ一部を委託している要支援1・2の方のケアマネジメント業務が適正に行われるよう、専門的な見地からの総合調整を行います。

10 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、区や地域の保健・福祉・医療サービス、ボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携するネットワークを構築することが重要であり、地域ケア会議の開催や見守りネットワーク等を通じて地域包括支援ネットワークを構築します。

(1) 地域ケア推進会議（地域包括支援センター運営協議会）

ア 目的・内容

- ・ 区が主催し、地域ケア圏域会議で把握された地域づくりや社会資源の現状を共有することにより、地域包括ケアシステムの実現のための区の対策を協議、政策形成を図ります。

イ 構成員

地域包括支援センター運営協議会

(2) 地域ケア圏域会議

ア 目的・内容

- ・ 地域包括支援センター（本所）が主催し、本所圏内における、地域課題や社会資源の現状把握、圏域課題の解決に向けたネットワークの構築、社会資源開発、地域づくりを図ります。

イ 構成員

庁内関係課、民生児童委員、練馬区苦情調整委員事務局、町会・自治会、介護サービス事業者、医療関係機関、警察、消防等

(3) 地域ケア個別会議

ア 目的・内容

- ・ 地域包括支援センター支所が主催し、各支所が担当する地域において、個別ケースの検討を通じた、介護支援専門員の高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援、個別課題や社会資源の現状把握、地域課題の解決に向けたネットワーク構築、社会資源開発、地域づくりを図ります。

イ 構成員

個別課題解決に関わる支援関係者（庁内関係課、民生児童委員、町会・自治会、介護サービス事業者、医療関係機関、警察、消防、近隣住民等）

(4)見守りネットワーク・見守り訪問事業

ア 「練馬区高齢者見守りネットワーク事業実施要綱」（平成 15 年 3 月 12 日練福事発第 2522 号）に基づき、高齢者相談センター支所は民生委員や、町会・自治会、老人クラブ、介護サービス事業者、NPO・ボランティア団体等、地域の見守り関係者による高齢者見守りネットワークを構築し、見守り活動を行っている団体の情報の集約や見守り活動の連携、調整を図ります。

イ 電気、ガス、水道等のライフライン事業者や宅配事業者、新聞販売所の事業者等、高齢者の日常生活に深くかかわっている関係機関、事業者、団体等見守り協力機関との連絡会に参加し、それらの団体との連携を強化します。

ウ 「練馬区見守り訪問事業実施要綱」（平成 20 年 3 月 18 日練福事発第 4261 号）に基づき、①安否の確認を目的とした個別訪問、②洗濯物や雨戸の状況等を確認することによる戸外からの見守り、③安否の確認を目的とした電話訪問、④その他、区長が必要と認める手段による安否の確認を行います。

(5)関係機関との連携

地域包括支援センターは以下の関係機関をはじめとする様々な機関と連携し地域包括支援ネットワークの構築を目指します。

ア 練馬区医師会・医療連携センター

イ 練馬介護人材育成・研修センター

ウ ほっとサポートねりま（練馬区社会福祉協議会）

エ 総合福祉事務所の生活保護担当、障害者担当等

オ 保健相談所

1 1 要介護・要支援認定調査業務

地域包括支援センターは介護保険法の規定に基づき、要介護および要支援認定者の認定調査を行います。ただし、委託型センターにおいては、更新認定調査および区分変更認定調査のみを行います。